



(地域住民の参画)

- 住民懇談会（説明会）の実施については、圏域ごとなど複数会場での開催や日程を分けて開催したり、ワークショップ形式にして活発な協議を進めたりするなど、より多くの地域住民の参加と有意義な意見交換等が図られるような工夫を行っている。

(アンケートやヒアリング等による課題共有や方向性の確認)

- 民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどの専門職・機関や社会福祉法人などの福祉サービス事業者については、アンケート調査の実施のほか、個別にヒアリングや意見交換の場を設けるなど、地域福祉の推進や包括的な支援体制の整備に向けた課題共有や方向性の確認を行うなどの工夫もなされている。

(社会福祉法人と社会福祉協議会による連携)

- 社会福祉法人については、特に「地域における公益的な取組」が地域生活課題への対応する社会資源として、また、包括的な支援体制づくりにおいて重要な役割を担うことなどから、個別の意見交換の実施や社会福祉協議会との連携による継続的な協議の場の設置なども図られている。

(その他)

- 地域福祉を推進するための常設の協議の場（専門部会やプロジェクトを進めるための会議等）を設け、地域福祉計画に掲げた事業・活動の着実な推進や、地域生活課題に応じた新たな活動づくりに積極的に取組むための仕掛けづくりも行われている。



【委員構成の考え方、計画策定を通じた多職種連携の促進】

- 地域福祉計画が対象とする地域生活課題や「共通して取り組むべき事項」の広がりを踏まえ、域福祉計画策定委員会には多様な関係者が参加することが考えられます。
- 委員については、策定ガイドラインに掲げられている、地域福祉推進役としての地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、民生委員・児童委員、市町村職員等を基本として選任を進めます。
- また、委員においては、必要に応じて適宜、委員以外のその他の関連する専門家、地域生活課題に精通し地域福祉に関心の深い者、福祉サービスの利用者や家族その他関係者等の意見を聞くことや、委員を公募するなど、住民等が計画策定に積極的に関わることができる機会を確保することが適当であるとされています。

例)

- ①地域住民、②当事者団体、③自治会・町内会、地縁型組織等、④一般企業、商店街等
- ⑤民生委員・児童委員、福祉委員等、⑥ボランティア、ボランティア団体、
- ⑦特定非営利活動法人（NPO）、住民参加型在宅サービス団体等
- ⑧農業協同組合、消費生活協同組合等
- ⑨社会福祉法人、地区（校区）社会福祉協議会等
- ⑩保健・医療・福祉等の専門職（専門機関）、
- ⑪福祉関連民間事業者（シルバーサービス事業者等）、⑫その他の諸団体

- 委員会委員の選任にあたっては、従来からの地域住民等を主体とする地域福祉推進の視点とともに、包括的な支援体制づくりを効果的に進める観点から、専門機関・専門職など、必要な関係者の参加を図ることが重要です。
- 地域住民の参加とともに、包括的な支援体制づくりに必要な多機関協働における「協働の中核」を担う専門機関・専門職のほか、包括的な支援体制づくりにおいて重要な役割を果たすさまざまな主体の幅広い参加に留意し、地域福祉計画の策定を通じた多職種連携の促進方策も検討・実施します。
- 例えば、協働の中核を担う役割については、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関や地域包括支援センター、基幹相談支援センター、社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人、NPO等の関係機関・専門職の参加が重要です。

- また、包括的な支援体制における社会福祉法人の役割等を踏まえた位置づけと積極的な参加を図ることも必要です。
- 民生委員・児童委員については、地域住民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供等を基本として計画策定に参加するとともに、地域住民の福祉の増進を図る地域福祉活動の担い手の一人となることが期待されており、積極的に参加を図ることが必要です。
- 地域福祉計画が対象とする地域生活課題や「共通して取り組むべき事項」の広がりを踏まえ、地域福祉計画に盛り込む内容を勘案しながら、生活困窮者自立支援、成年後見利用促進、健康増進、自殺対策のほか、居住支援、再犯防止、災害時支援等の幅広い関係者の参加についても検討します。

【計画策定への参加と周知等】

- 地域福祉計画については、策定・改定後の周知とともに、策定・改定プロセスの周知やこのプロセスへの地域住民等の参加が重要です。
- 地域福祉の推進や包括的な支援体制の整備を進めるため、地域福祉計画の策定をつうじて地域住民や専門機関・専門職、関係団体等にどのように働きかけるか、地域生活課題の現状や地域福祉計画が目指す方向性等の理解・共有を図るためにタイミングから参加を得るかなど検討します。
- 取組の例としては、住民全般対象のセミナー等の開催、住民座談会、既存の住民団体や専門機関・専門職の団体や関係団体等への働きかけやヒアリング等の実施、広報誌、ホームページ、SNSの活用等による広報・周知活動が考えられます。
- 専門機関・専門職への働きかけについては、施策・制度ごとに設置される会議や協議体、既存の事例検討会や勉強会等の枠組みを活用することも有効です。
- これらは、地域福祉計画策定委員会等の設置の後に実施する場合のみならず、地域生活課題を把握・分析することなどを目的として、委員会の設置・検討に先行して取り組む場合もあります。

参考) 策定ガイドライン

<1-(2) 計画策定の体制と過程 ②地域福祉計画策定委員会 >

- 地域福祉の積極的な推進を担うのは住民等の自主的な努力であるが、その自主性の発揮を側面から様々に援助する役割が必要となる。このためには、例えば、市町村が住民等に一斉に広報するようなことに加えて、「住民に身近な圏域」ごとに住民等間の地域福祉の推進に向けて中心的な役割を担う者（以下「地域福祉推進役」という。）を見いだし、住民等に対してこの地域福祉活動への参加を促すことが重要である。

< 1-(2) 計画策定の体制と過程 ⑦社会福祉法人の役割 >

- 2016年（平成28年）の社会福祉法改正において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。これを踏まえ、社会福祉法人は特定の社会福祉事業の領域に留まることなく、様々な地域生活課題や福祉ニーズに総合的かつ専門的に対応していくことが期待されている。
- 社会福祉法人は制度の狭間にある課題に着目するとともに、地域に対して法人が有する機能を可能な限り提供しながら、もしくは複数の法人による協働によって、各種研修会の開催や地域で行われる勉強会への講師の派遣、住民等の交流会・懇談会の開催のためのコーディネートや場所の提供、実習やボランティアの受け入れ等を通して、地域における福祉サービスの拠点としての役割が期待されている。このため、社会福祉法人は地域福祉計画の策定に積極的に参加し、そのノウハウを活かすことが期待される。

< 1-(2) 計画策定の体制と過程 ⑧民生委員・児童委員の役割 >

- 民生委員・児童委員については、民生委員法（昭和23年法律第198号）により「住民の立場に立って相談に応じ、援助を行う」とこととされていることを踏まえ、地域住民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供等を基本として地域福祉計画の策定に参加するとともに、地域住民の福祉の増進を図る地域福祉活動の担い手の一人となることが期待される。

< 1-(1) 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項※抜粋 >

③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現
 - ・民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援
 - ・社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進

④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援

- ・活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援
- ・地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携

イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進

- ・地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上
- ・住民等の交流会、勉強会

ウ 地域福祉を推進する人材の養成

- ・福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮
- ・民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備

(1) - (5) 基礎データの収集・分析、地域生活課題の把握・分析

- 地域福祉計画の策定においては、地域生活課題とともに地域の課題やニーズを的確に把握することが必要です。これらの課題やニーズの把握は一定の期間を要するものであり、定量的・客観的なデータ・分析、あるいは具体的な事例にもとづく事例検討とともに、地域住民等との話し合いのなかで明らかになるものもあります。
- 定量的・客観的なデータの収集とともに、地域生活課題や地域の課題・ニーズについて地域住民等と協議する場や把握する手段を日ごろから持っていることも重要です。
- 具体的な事例検討にもとづいた多職種、多業種、地域住民等による事例検討の機会も重要です。
- 分野別の計画（改定の場合は、現行の地域福祉計画の評価結果を含む）及び関連施策等の分析・評価にもとづく課題等の把握とともに、基礎データの収集・分析と地域生活課題の把握・分析を進めます。
- 地域共生社会の実現に向けた施策等の動向、各自治体の取組や「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制構築」の取組状況等について把握・分析することも考えられます。

【基礎データの収集・分析】

- 地域福祉計画の策定・改定にかかる基礎データについて、既存の調査やデータ、具体的な事例検討等をもとに収集・分析します。
- また、高齢者、障害者、子ども・子育てなどの分野別計画に掲げられた課題や施策等の方向性を総合的に検討・分析することが有効です。
- 基礎データの収集・分析、事例検討にあたっては、地域福祉計画が対象とする地域生活課題の概念や「共通して取り組むべき事項」の広がりを踏まえ、従来の福祉関係施策等のデータのみではなく、幅広いデータ収集・分析、検討を図ることが必要です。

- 地域生活課題等への対応に向けて、地域の社会資源等の情報を収集しておくことも必要な取組といえます。

【地域生活課題の把握・分析】

- 地域生活課題の実態を把握するための対象（地域住民、専門機関・専門職、社会福祉法人、民生委員・児童委員等）、方法（調査、ヒアリング調査等）を検討します。
- 地域生活課題の把握にあたっては、住民ニーズ調査や関係専門職等に対する地域生活課題調査、包括的な支援体制の整備を視野に社会福祉法人や民生委員・児童委員等の関係団体等のヒアリング調査を実施することも考えられます。
- なお、既存の福祉関係審議会、介護保険法による生活支援体制整備事業で実施されている協議体、その他まちづくりのための協議会等の既存の仕組みの活用することも重要です。
- 調査の実施にあたっては、調査目的と対象を明確にしたうえで、調査項目の設定と調査票の作成を進めが必要です。
- なお、地域福祉計画策定委員会での議論を含め、地域福祉計画の策定・改定プロセスにおける地域生活課題の把握については、地域住民等の主体的参加を重視することに留意します。
- 地域福祉計画の策定・改定における地域生活課題などの把握・分析のプロセスは、地域福祉を推進するためのプロセスの一環であるとの理解が必要です。地域住民、関係機関等による地域生活課題の共有化への動機付けの契機となるような実施方法・工夫を検討しながら、取組を進めます。

参考) 策定ガイドライン

< 1 - (2) 計画策定の体制と過程 ⑤地域福祉計画策定の手順 >

- 地域生活課題をきめ細かに発見することは、地域社会においてのみなし得ることであり、これを解決する方途を見いだし、実行することもまた地域社会でのみ可能である。そのためには、地域住民等の主体的参加が欠かせないものであることを、まず地域住民等に伝えることが重要である。
- 地域住民等の参加を得るためにには、情報の提供が極めて重要であり、情報を確実に伝えるための工夫が必要となる。例えば、地域の実情や必要に応じて外国語や点字、インターネット等の多様な媒体による情報提供も考えられる。また、地域住民のうち、より多くの支援を必要とする者ほど、情報が円滑に伝わらないことが考えられるため、特にこうした者に対する情報伝達に気を配る必要がある。
- こうした活動によって、地域住民等や支援を必要とする者自身が地域生活課題に関する調査（いわゆる「ニーズ調査」）に参加したり、支援を要する者と他の住民等との交流会に参加したり、さらには、市町村内の地区ごとの現状をデータとして把握すること等により、地域生活課題を自ら明らかにし、解決に向けて活動する気持ちを醸成することが何よりも重要である。その際、介護保険法による生活支援体制整備事業で実施されている協議体、その他まちづくりのための協議会等の既存の仕組みを活用していくことも考えられる。
- このような地域住民等による問題関心の共有化への動機付けを契機に、地域は自主的に動き始めこととなる。こうして地域住民等が、地域社会におけるより多くの地域生活課題にも視野を広げ、自ら主導的に活動し続けることが地域福祉の推進につながっていく。



実践のヒント：把握・分析対象となる地域生活課題 (ヒアリング調査自治体の取組から)

(全体的な傾向)

- 多くの自治体で、「人口減少」とともに、「高齢化」や「単身世帯の増加」などが地域の課題となっている。
- また、産業構造の変化や就業者数の減少、生産年齢人口の減少と消費の縮小による地域活動や地域経済の規模縮小など、「地域の持続可能性」なども大きな課題となっている。
- これらを背景としながら、社会的孤立、8050問題やダブルケア、ひきこもり、生活困窮などの課題のほか、福祉サービス、住まい、移動、などに関する課題・ニーズがある。

(各自治体の地域性、産業、社会資源や地域生活課題の状況等)

* 114頁以降に掲載している各自治体の「『ヒアリング調査結果シート』(2) 地域の特徴（地域性、産業、社会資源や地域生活課題の状況等）」参照

（2）策定・改定、実施段階での検討・実施事項

（2）-① 計画の検討（策定委員会）

【委員会での主な議論・審議事項（報告・確認事項を含む）】

- 策定委員会での協議・確認事項としては、以下のような内容が考えられます。なお、これらの事項については、策定委員会の開催に先立ち、庁内委員会等での検討・共有を図る事項もあります。
- 策定委員会での意見や協議の進捗状況等を踏まえ、検討事項の重点化や複数の事項の一括協議、順序の工夫などを適宜検討し、積極的な協議が図られるよう留意します。

地域福祉計画の策定・改定に関する基本事項

- ◆ 地域福祉計画策定・改定の意義と方向性
- ◆ 改定の場合には、現行計画、推進体制等の分析・評価、施策等の実施状況や到達点と課題、改定方針の検討
- ◆ 上位計画等との調和と諸計画の総合化
- ◆ 対象範囲
- ◆ 計画期間
- ◆ 計画の策定・改定の周知等
- ◆ 地域福祉活動計画との一体策定の有無（体制・方法等）

地域福祉の推進に向けた基本事項

⇒具体的な内容については、後掲・項目別の解説を参照してください。

- ◆ 地域生活課題等の理解・共有（基礎データの収集・分析、地域生活課題の把握・分析）
- ◆ 目指す地域の姿、地域福祉の推進に関する基本的な考え方
- ◆ 圏域設定の考え方
- ◆ 包括的な支援体制づくりの検討
- ◆ 住民に身近な圏域とネットワークづくりの考え方
- ◆ 目標設定と重点事項及び対策・施策等の検討
- ◆ 進行管理の仕組み
- ◆ 計画の策定・改定及び公表、計画の実施 等

- 「地域福祉計画の策定・改定に関する基本事項」の多くは、主に府内委員会等での議論・整理を踏まえ、策定委員会で協議・確認することが想定される事項です。
- なかでも、地域福祉計画策定・改定の意義と方向性、改定の場合における現行計画の評価結果等については、地域生活課題の把握・分析とあわせて策定委員会において協議・共有する必要があります。

【委員会運営】

- 委員会での議論の活性化や審議の充実に向けて、必要に応じて委員会の下に分科会やワーキングチームを設け、比較的少人数で集中的に協議する等の運営方法の工夫を図ります。
- 委員会は原則として公開とし、進捗状況について適宜公表するほか、広く住民等が傍聴できる体制を整えることが必要です。
- 委員会の公開や情報提供等にあたっては、情報保障や会場の設備等の配慮など、合理的配慮に留意します。

参考) 策定ガイドライン

<1-(2) 計画策定の体制と過程 ②地域福祉計画策定委員会 >

- 地域福祉の積極的な推進を担うのは住民等の自主的な努力であるが、その自主性の発揮を側面から様々に援助する役割が必要となる。このためには、例えば、市町村が住民等に一斉に広報するようなことに加えて、「住民に身近な箇域」ごとに住民等間の地域福祉の推進に向けて中心的な役割を担う者（以下「地域福祉推進役」という。）を見いだし、住民等に対してこの地域福祉活動への参加を促すことが重要である。
- 地域福祉計画策定委員会は原則として公開とし、進捗状況について適宜公表するほか、広く住民等が傍聴できる体制を探るなどの配慮が必要である。
- 各福祉分野が共通して取り組むべき事項が記載事項として追加されたこともあり、地域福祉計画に盛り込む分野や事項は多岐に渡る。このため、地域福祉計画策定委員会には多様な関係者が参画し、委員数が多くなることも想定されるが、一方で、委員会での議論の活性化や審議の充実に向けた配慮も求められる。そのため、例えば、必要に応じて委員会の下に分科会やワーキングチームを設け、比較的少人数で集中的に協議する等の工夫を図ることも一つの方策として考えられる。

(2) - (2) 目指す地域の姿、地域福祉の推進に関する基本的な考え方

- 地域福祉計画の策定・改定の前提として、地域生活課題の現状と課題等をもとに目指す地域の姿について協議・共有します。
- 目指す地域の姿等を協議する際には、基礎データや地域生活課題の把握にもとづく地域の現状と課題を用いるほか、地域生活課題を抱える具体的な個別事例等をもとに、共感を得ながら理解を深める取組も有効です。
- 地域生活課題の状況等と目指す地域の姿を踏まえて、地域福祉計画が目指す地域福祉のあり方や包括的な支援体制づくりに向けた基本的な考え方を十分に協議し、共有することが重要です。これらをもとに、地域福祉計画の具体的な策定・改定方針や検討課題を確認します。
- 地域福祉計画の策定・改定方針や検討課題については、広域圏での取組を含め、都道府県の地域福祉支援計画を参照し、必要に応じて整合を図ることなども必要です。
- 地域共生社会の実現に向けた国の動向、法制度の改定等とともに、必要に応じて全国各地の自治体の取組状況を参考にしながら、各自治体の実情のもとに、基本的考え方を確認（改定の場合は、必要に応じて基本的考え方を再確認）します。
- 地域福祉計画に包括的な支援体制の整備を位置づける場合、既存施策（地域包括ケア、生活困窮者自立支援、その他の施策）との整合化や既存施策からの展開方策等を確認することが重要です。
- 策定委員会では、都道府県が示す地域福祉計画の策定方針を勘案するなど都道府県と調整しつつ、住民等の主体的参加を実現するため、地域住民同士の交流会、関係団体も含めた懇談会、ヒアリング、アンケート調査等を実施し、地域福祉計画に住民等の地域福祉の在り方に関する意見を十分に反映させる旨の策定方針を定める必要があります。



実践のヒント：協議・共有する目指す地域の姿 (ヒアリング調査自治体の取組から)

（具体的な内容）

- 一人ひとりの個性やライフスタイルを尊重した地域づくりとともに、地域コミュニティの維持や活力あるまちづくり、地域のつながりや支えあいの維持・再構築を目指す。
- 少子・高齢化や人口減少を背景として、定住促進や人口流出の抑制など人口対策や地域の資源を生かした活性化などにより地域の持続可能性を高めることを目指す。
- その他、様々な困難を抱えた場合も社会から孤立せず、安心して暮らせる地域社会、生活課題や地域課題を「わたしたちのまちにある課題」としてとらえて連携し、それぞれの力を生かして解決できる地域、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりなどを目指す地域もある。

(2) - (3) 圏域設定（整合化と重層化）の考え方

- 地域福祉を推進していく上での「住民に身近な圏域」などの圏域設定を検討します。
- 地域福祉計画が中心となって、地域福祉を推進する基礎となる圏域を設定し、分野別計画や関連施策等との調整を図ることが必要です。
- 圏域設定は、包括的な支援体制を整備していくうえで、「住民の身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境を整備するためにも重要です。
- 包括的な支援体制を整備していくうえでの「住民に身近な圏域」については、地域の実情に応じて異なると考えられ、地域で協議し、決めていく過程が必要である（例えば、小学校区域、合併や統廃合で小学校区域が大きくなっている地域では自治会単位など、地域によって異なるものと考えられる）。その際、高齢者、障害者、子ども・子育て等の各福祉分野で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域との関係も整理し、地域を重層的に捉えていく視点が求められるとされています。
- 「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会中間とりまとめ（2016年（平成28年）12月26日）」で示された『3つの地域づくりの方向性』（①「自分が暮らしたい地域を考える」という主体的、積極的な姿勢と福祉以外の分野との連携・協働によるまちづくりに広がる地域づくり、②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで様々な取組を行う地域住民や福祉関係者によるネットワークにより共生の文化が広がる地域づくり、③「一人の課題から」、地域住民と関係機関が協働して解決するプロセスを繰り返して気づきと学びが促されることで、一人ひとりを支えることができる地域づくり）を具体化する観点から、圏域設定を検討することも必要です。
- 圏域の設定にあたっては、高齢者、障害者、子ども・子育て等の各福祉分野で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域との関係の整理や整合化とともに、福祉サービスや専門的な支援の提供などの機能に応じて、地域を重層的に捉えていく視点が必要です。

- 地域福祉計画に盛り込む具体的な施策等を効果的に推進する観点からも、分野別計画にも共通する包括的な支援体制の整備を進めるための圏域の設定が重要です。
- 圏域の設定については、既存の福祉各分野における圏域設定や町内会・自治会、小学校区等、民生委員・児童委員の担当区域設定との兼ね合いとの調整のほか、人口や地理的条件、歴史や生活文化、交通事情等さまざまな条件を総合的に検討することが必要です。
- 多様な地域生活課題への対応の観点から、福祉分野にとどまらず、生活関連分野やまちづくりなどの幅広い分野に共通する圏域設定となるような視点も必要です。
- また、単独の市町村では解決が難しく専門的な支援を必要とする課題（医療的ケアを要する状態にある児童及び難病・がん患者等）や、身近な地域では対応が困難な課題（身近な地域では当事者が声を上げにくく、特段の配慮が必要となる配偶者からの暴力を受けた者、刑務所出所者等）に対する支援体制については、市町村域を超える広域での圏域設定が必要であり、都道府県が連携した圏域づくりを進めます。
- 地域福祉計画の策定にあたっては、事業の効率的な実施の観点から、複数の市町村が広域的に事業を実施する場合も含めて考える必要があります。具体的には、人口、面積等が小規模な市町村においては、複数の市町村が合同して地域福祉計画を策定することも考えられます。この場合において、個々の市町村が従来行ってきたきめ細かなサービスが引き続き実施されるよう配慮することが望ましいとされています。
- 包括的な支援体制の整備において拠点となる施設・機関等の配置・所在など、社会資源や専門職・機関等の所在も圏域を考えるうえで重要な判断材料となります。地域住民の参加や多機関協働を推進するための拠点となる施設・機関等の状況も勘案しながら圏域を設定することも考えられます。



実践のヒント：圏域の考え方と設定 (ヒアリング調査自治体の取組から)

(圏域ごとの機能の明確化と重層化)

- 圏域の設定にあたっては、近所同士や自治会・町内会などの住民により身近な圏域から、小学校区、中学校区、市町村全域、さらには、市町村域を越える広域といった重層的な圏域設定がされている。
- 圏域設定にあたっては、圏域ごとの機能を明確にし、あわせて保健福祉サービスの圏域（地域包括支援センターなどの相談支援機関、保健福祉サービスの拠点の所在、専門職・機関のネットワークなど）を勘案したネットワーク化や機能的な重層化が図られている。これにより地域住民の生活圏域に即した圏域となるとともに、地域住民と専門職・専門機関や福祉サービスとのネットワークづくりと連携・協働による地域福祉の推進基盤となっている。

(地域福祉計画の策定を機にした圏域の整合化)

- 地域福祉計画の策定を機に、住民のより身近な生活圏域である町内会や民生委員・児童委員の地区割りにあわせた圏域設定のほか、高齢者、障害者、子ども・子育ての福祉3分野の圏域をあわせるなど、地域や制度ごとに異なる圏域の整合化を図る取組も進められている。

(2) - ④ 包括的な支援体制づくりの検討

- 現行の地域福祉計画及び関連計画、既存施策等の評価を行い、地域福祉計画に盛り込むべき課題や引き続き課題とすべき事項等を明確にし、包括的な支援体制づくりに向けた仕組みなどの具体的な展開方策等について検討します。
- 地域包括ケア、生活困窮者自立支援、地域共生社会の実現に向けた地域力強化推進事業や多機関の協働による包括的支援体制構築事業にもとづく仕組み、総合的な相談・支援センター等の拠点の展開など、それぞれの施策等を整理・分析し、どの仕組みや取組をベースとして、包括的な支援体制づくりを進めるか具体的に検討・調整します。
- 包括的な支援体制づくりにおいては、下記の事項について検討し、地域福祉計画に盛り込みます。通知「第二 市町村における包括的な支援体制の整備について」も参照してください。
 - ① 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（法第106条の3第1項第1号関係）
 - (ア) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
 - (イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
 - (ウ) 地域住民等に対する研修の実施
 - ② 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（法第106条の3第1項第2号関係）
 - (ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備
 - (イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知
 - (ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握
 - (エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築

⇒①、②については、

次項目「住民に身近な圏域とネットワークづくりの考え方」を参照

③ 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項

(法第 106 条の 3 第 1 項第 3 号関係)

- (ア) 支援関係機関によるチーム支援
- (イ) 協働の中核を担う機能
- (ウ) 支援に関する協議及び検討の場
- (エ) 支援を必要とする者の早期把握
- (オ) 地域住民等との連携

④ 市町村における包括的な支援体制の整備に対する都道府県の支援

(単独の市町村では解決が難しく専門的な支援を必要とする課題（医療的ケアを要する状態にある児童及び難病・がん患者等）や、身近な地域では対応が困難な課題（身近な地域では当事者が声を上げにくく、特段の配慮が必要となる配偶者からの暴力を受けた者、刑務所出所者等）に対する支援体制）

- これらは、新たに何らかの機関を設置するといった画一的なものではなく、地域において必要となる機能・取組を示したものであり、それらを同一の機関が担うことともあれば、別々の機関が担うこともあるなど、実際にどのような形でつくっていくかは、地域の実情に応じて様々な方法が考えられます。
- 市町村が、地域福祉計画の策定プロセスなども活用しながら、3つの機能・取組を担うべき主体とともに、どのように支援体制を整備していくかを考え、関係者の総意と創意工夫により具体化し、展開していくことが期待されています。
- なお、包括的な支援体制の整備に向けては、これら3つの機能・取組について、個々に「点」として実施するのではなく、互いに連携・協働し、「面」として実施していくことが求められていることに留意する必要があります。



実践のヒント：包括的な支援体制づくりの実際 (ヒアリング調査自治体の取組から)

〔既存施策からの展開パターン〕

- 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進と包括的な支援体制づくりに向けた既存施策からの展開パターンとして、主に以下のような取組が進められている。
 1. 「地域包括ケアシステム」の分野横断的な展開や多機関・職種協働等による展開
 2. 「生活困窮者自立支援」における事業、多機関・職種協働等と地域づくりによる展開
 3. 地域力強化事業及び多機関協働事業をもとにした展開
 4. 住民に身近な「総合相談センター（窓口）」（各制度における相談・支援を一元的に実施する拠点）を中心とする多機関・職種協働等による展開
 5. 地域福祉コーディネーター（コミュニティー・ソーシャルワーカー）の配置等により、多機関・職種協働等と地域づくりによる展開

〔多機関協働や庁内連携の促進に向けた工夫等〕

- 地域生活課題を一元的に受け止める相談支援を担う機関（窓口）の設置や明確化、庁内連携のためのマニュアルを策定して取り組んでいる。
- 庁内各課・関係機関等の職員を協働の中核を担う担当者として任命することなどにより連携推進の体制整備を図り、単独の組織では対応困難な課題等について全体調整を図る。
- 相談支援の包括化を進めるための協議体を設置し、まずは保健福祉を中心とする関係部局・課室や関係機関での協議を始め、段階的に関係する多分野の相談機関や庁内部局の参加を得て拡充していくことを目指す。

〔実施事項の重点化、体系化と総合的な推進〕

- 地域生活課題の状況、また、地域福祉を推進するための実施事項や重点事項を明確にしたうえで、地域福祉計画に盛り込むべき事項を参照しながら、具体的な実施事項などを地域福祉計画に盛り込む。
- 地域福祉計画に盛り込むべき事項の具体的な内容が多岐にわたることなどから、地域生活課題等を踏まえた実施事項や重点事項を定めた上で、それらに関連する具体的な事業・活動等が盛り込まれています。基本目標ごとに各施策の方向性を明記したうえで、盛り込むべき事項を位置づける。
- また、基本目標や重点事項間の関係性や役割分担を体系的かつ有機的に整理し、地域福祉の推進に向けた取組を総合的かる明快に示す工夫もある。

(分野横断的な取組につなげる工夫)

- 実施事項や重点事項については、地域生活課題等を踏まえ、地域生活課題の早期発見・早期解決、包括的な相談支援体制の構築、コミュニティーソーシャルワーク機能の強化、地域生活支援、権利擁護、福祉人材及び地域福祉の人材の確保、市民との協働、災害時の支援、福祉のまちづくり、全庁的な体制整備など、高齢者、障害者、子ども・子育てなどの分野・テーマ別の設定としない取組も進められている。
- 分野別の記載よりも、重点課題やテーマ別に施策を記載する方が体系も分かりやすく、上位計画としても適当であると認識している自治体もある。その場合にも、分野別の必要事項の記載について、分野別計画は3年毎の改定があるため、その都度、地域福祉計画を踏まえた個別的な記載事項を必要に応じて追加していくといった工夫がなされている。
- これらの取組については、地域福祉の推進と包括的な支援体制の整備に向けて、分野横断的な相談支援等の展開を地域福祉計画によって実現することを意図して、自治体ごとの状況に応じた工夫が進められている。
- また、個別の実施事項や事業・活動などの記載にあたっては、地域住民、事業者、社会福祉協議会、行政の役割をそれぞれ明確にする取組や所管する部局・課室を明記するなどの工夫をしている自治体もある。

(各自治体の具体的な取組)

* 114頁以降に掲載している各自治体の「『ヒアリング調査結果シート』(4) 包括的な支援体制の整備に関する具体的な取組」参照

【多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備】

(多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項)

- 「住民の身近な圏域」にある相談支援機関では対応しがたい複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題等を、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制の整備について検討します。
- 包括的な支援体制の整備に向けて、地域住民等との連携、地域の関係機関・専門職等との具体的な連携のあり方を改めて整理することが必要です。
- 支援を必要とする者を早期かつ積極的に把握し、支援につなげることができる仕組みづくりについて検討します。支援を必要とする者を早期に把握するためには、

支援関係機関や「住民に身近な圏域」で地域住民の相談を包括的に受け止める場、民生委員・児童委員、保護司等の地域の関係者、関係機関と連携することが必要です。

(支援チーム及び支援に関する協議の場等の明確化)

- 専門機関や包括的な支援が必要な課題については、市町村域における支援関係機関で支援チームを編成し、多機関が協働して支援するため、支援チームの編成・位置づけを確認します。
- 支援チームによる協議及び検討の場については、生活困窮者自立支援制度における支援調整会議、介護保険制度における地域ケア会議、障害者支援に関する協議体などの既存の場の機能の拡充や、協働の中核を担う機関の職員等が既存の協議の場に出向いて参加する方法、新たな協議の場を設ける方法などが考えられています。
- 協議や協議の場の位置づけ、コーディネートの機能を担う専門職等の役割・機能を整理し、仕組みづくりを進めることができます。

(協働の中核の役割を担う機関の明確化)

- 多機関協働によるネットワークの形成や支援チームの編成にあたっては、協働の中核の役割を担う機関が必要。生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関や地域包括支援センター、基幹相談支援センター、社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人、N P O、行政等の様々な機関が担うことが想定されている。地域の実情に応じて、地域福祉計画策定委員会等で協議し、適切な機関が担うことを確認することが必要です。

相談支援体制の整備の例

(多機関の協働による包括的な相談支援体制構築事業の実践から)

- ◆ 地域づくりや、働く場や参加する場の創出を意識した相談支援体制は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関が福祉以外の分野とつながりながら、中核を担う場合が多い。
- ◆ 個別支援を中心に展開する体制は、住民に身近な圏域にある地域包括支援センターなどが地域住民と顔の見える関係をつくりながら中核を担う場合に見られる。
- ◆ 庁内外の連携体制の構築や情報共有の仕組みづくりは、自治体が組織体制の見直しを含めて体制整備に着手している。

* 通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」より



実践のヒント：多機関協働に向けた協働の中核を担う機能 (ヒアリング調査自治体の取組から)

(方法等の種類)

- 多機関協働を進めるための協働の中核を担う機能については、各自治体の状況に応じて下記のようなパターンがある。
 1. 行政（庁内に設置する協議体・チームを含む）が直接担う
 2. 総合的な相談支援等の拠点（総合相談センター、地域ケア社会福祉協議会など）を置く
 3. 社会福祉協議会（総合相談窓口等）で機能を発揮する
 4. ソーシャルワーク機能を有する専門職（地域福祉コーディネーター等）が担う
 5. 関係者及び関係団体・機関のネットワークや役割分担により機能を発揮する。

(社会福祉法人の役割、地域における公益的な取組の位置づけ)

- 社会福祉法人の役割、「地域における公益的な取組」については、地域生活課題の解決や包括的な支援体制づくりにおけるその意義を踏まえ、地域福祉計画に位置づけている自治体がある。
- 「地域における公益的な取組」を具体的に記載していない場合にも、社会福祉法人の役割について明記されている自治体が多くみられる。
- 社会福祉法人の役割等を位置づけている場合には、「地域福祉のイノベーション」の担い手として位置づけることや計画に盛り込んだ施策・事業等の全てにおいて、「事業者が取り組むこと」を明記し、社会福祉法人に期待する役割や具体的な取組を記載していることがある。
- また、地域生活課題の解決等に向けて、社会福祉法人の地域における公益的な取組を促進するための仕掛けとして、連絡会を設置するなど、社会福祉法人が円滑に地域ニーズを把握できるような場や情報交換の機会を提供するとともに、管内各法人の取組状況を把握し、地域において、法人の取組を促す環境整備を進めている自治体がある。
- 地域福祉計画に位置づけがない場合においても、社会福祉協議会と連携した協議の場づくりや地域福祉活動計画への位置づけ、地域福祉の推進につながる取組の提案・働きかけなどを行い、連携・協働が図られている。

(2) - (5) 住民に身近な圏域とネットワークづくりの考え方

(「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備及び、「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備)

- 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進においては、市町村域全体での取組とともに、「住民に身近な圏域」での取組を促進する視点が重要です。

【地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し

解説を試みることができる環境の整備】

- 地域住民や民生委員・児童委員、ボランティア、地域住民を主体とする地区社協、地域に根ざした活動を行うN P O等が中心となって、住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることができる環境の整備を図るための方策等について具体的に検討します。
- 地域生活課題を地域住民等が自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、地域において環境や人に働きかけるソーシャルワーク機能の位置づけなど、「地域福祉に関する活動への地域住民等の参加を促す活動を行う者に対する支援」を検討します。
- また、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備や地域住民等に対する研修の実施についても確認します。

【地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備】

- 住民な身近な圏域における地域活動を通して把握された地域住民が抱える地域生活課題に関する相談について、包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援機関につなぐことのできる体制の整備を図るための方策等について具体的に検討します。
- 「住民の身近な圏域」において、地域住民の相談を受け止める場について、地域の実情に応じて、地域で協議し、適切に設置できるように検討します。
- 相談を受け止める場の周知とともに、地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握をどのように図るか、大枠についてあらかじめ確認しておくことも必要です。

- 地域住民の相談を包括的に受け止める場の支援、バックアップ体制づくりが重要です。市町村域などにおける多機関の協働による包括的な相談支援体制へのつなぎ方や、窓口となり、また、地域生活課題を受け止める地域住民等の支援を担う専門職等の位置づけ等について具体的に検討し、明確化することが必要です。
- 地域住民の相談を包括的に受け止める場の支援、バックアップ体制があることにより、「住民に身近な圏域」において、地域住民の相談を受け止める場の展開が図られるとも考えられます。

【「住民に身近な圏域」でネットワークづくりと専門職の支援】

- 「住民に身近な圏域」においても、専門職等とのネットワークづくりが重要であり、圏域設定や「住民に身近な圏域」を考える上では、地域住民のつながりや支えあいの仕組みづくりを図る視点と地域住民と相談・支援機関や社会福祉法人などの専門職・機関との関係づくりを進めます。
- 小地域での地域福祉行動計画の策定促進などの方策により、地域がもつ力と専門的な支援等の協働ができるよう、住民に身近な圏域でのプラットフォームづくり、包括的な支援づくりを着実に図るための仕組みや仕掛けを検討することが重要です。
- 住民に身近な圏域でのこれらの取組を考える上で、住民主体の取組の意義と限界を十分に踏まえ、専門職等のかかわりをしっかりと位置づけることに留意します。
- 地域福祉計画の策定・改定プロセスへの参画やプロセスの活用を含め、①地域住民、ボランティア団体、N P O等の社会福祉活動への支援、②住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進、③地域福祉を推進する人材の養成の位置づけを検討します。
- 「住民に身近な圏域」ごとに住民等間の地域福祉の推進に向けて中心的な役割を担う者＝「地域福祉推進役」を見いだし、住民等に対してこの地域福祉活動への参加を促すことが重要であることから、福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮や民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備を位置づけることが重要です。
- 住民に身近な圏域での活動を活性化するため、多様な協議（話し合い）の場や居場所・活動拠点づくりを進めます。

【地域福祉行動計画の策定と専門職とのネットワーク】

- 住民に身近な圏域ごとに、小地域の地域福祉行動計画の策定を住民参加のもとに進めることができますます重要です。
- これまで小地域の地域福祉行動計画については、地区社協など、住民を主体とした計画の策定が進められてきたが、今後は、専門職や関係機関も計画策定のプロセスやその推進に関わることが必要です。
- 小地域での地域福祉行動計画の策定促進を図るとともに、このプロセスに相談・支援機関や社会福祉法人等の専門職が参加を図るなど、住民に身近な圏域におけるネットワークづくりの支援を検討します。
- これらの仕組みづくりや支援にあたっては、地区社協等とともに既存の各種協議体との関係性を整理し、地域住民等の負担とならないような協議の場の設置等を進める視点が求められます。
- 特に、小地域での地域福祉行動計画の推進にあたっては、社協の地域福祉活動計画との目的の共有や共通化、役割分担等を含め、具体的な方策を検討・実施します。



実践のヒント：地域力強化に向けた取組検討・実施 (ヒアリング調査自治体の取組から)

(全体の状況)

- 地域力強化、住民の身近な地域での相談窓口の設置、地域内で課題解決できる仕組みの構築に向けては、下記のような取組が検討・実施されている。
 - 自治会単位での着実な活動の展開とその支援、見守りや声かけ、住民同士の交流や居場所づくり、健康づくり・介護予防を目的としたサロン、話し合いの場（住民ワークショップ）の実施等
 - 住民主体の居場所・拠点づくりや地区ボランティアセンター、住民相互の支援のしくみやサービスボランティア団体等との連携・活動支援等の推進
 - 地域福祉コーディネーター、コミュニティーソーシャルワーカー等の配置と地域の支援
 - 社会福祉協議会及び、地区社協の事業展開
 - 地区社協単位での相談窓口の設置
 - 住民福祉懇談会、地域福祉活動を行う団体の懇談会などの協議の場の設置・開催
 - 地域住民、社会福祉法人などの地域の関係機関・団体の協働、民間企業等との共同事業（プロジェクト）の実施等の推進
 - 地域特性を生かして地域課題の解決を目指す取組を行う団体及び企業による意見交換会の開催（福祉分野に加え、まちづくり、教育、子育て、生涯学習、安心安全、都市基盤、産業、環境、観光等の分野にも参加を呼びかけ。）
 - 地域福祉活動の担い手（地域福祉協力員、地域福祉活動サポーター等）の養成と支援
 - ボランティアポイントの仕組みを用いた住民の活動促進
 - 各圏域の階層化にもとづく取組とその重層化
 - 多様な選択肢や手法の提案、様々な情報の発信を行うことにより住民の社会参加につなげる。

(2) - ⑥ 目標設定と重点事項及び対策・施策等の検討

【地域福祉計画の目標設定】

- 地域福祉計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、いわば福祉分野の「上位計画」とされたことを踏まえ、各分野の個別計画の目標等を参照しながら、各個別分野の共通目標となる事項を検討・設定することが必要です。
- 各分野共通の目標とともに、各分野の目標を設定することにより、個別施策等の具体的な推進を図ることが可能であり、各分野の目標の設定についても検討します。
- 基礎データの収集・分析、地域生活課題の把握・分析結果等にもとづき、具体的な目標を検討・設定することが必要です。
- 基準年度を明確にした上で、目標年度に向けた推計や目標年度に向けたシナリオの検討等を適切に実施しながら目標を設定します。
- 目標の設定にあたっては、進行管理（進捗管理や評価）を視野に入れた項目を具体的に設定することが重要であり、目標とともに計画の評価指標の検討を進めます。
- 地域福祉の推進を具体化するまでの個別施策については、地域生活課題に関する調査（いわゆる「ニーズ調査」）、必要とされるサービス量の調査、提供されているサービスの点検等により、地域生活課題を踏まえた支援（サービス）の必要性、緊急性を明らかにしたうえで、計画の達成状況を住民等に明確に示すためにも、具体的で計画の達成度の判断が容易に行える目標を示す必要があるとされています。

【目標達成に向けた重点事項や施策等の検討】

- 策定ガイドラインの「市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」を参考するとともに、地域福祉の推進に関する目標の設定を踏まえ、目標達成に向けた重点事項や施策等を検討します。

【優先事項や重点事項の明確化】

- 各福祉分野が共通して取り組むべき事項が記載事項として追加されたこともあり、地域福祉計画に盛り込む分野や事項は多岐に渡るため、優先順位や重点事項を定めて、対策・施策等を体系的・整合的に整理することが重要です。
- 地域生活課題や地域の状況に応じて、中長期的なビジョンをもちながら優先順位や重点事項を定めることが必要です。
- 優先事項や重点事項を明確にすることは、重点プロジェクトの設定や重点的な予算等の資源配分を図るためにも必要です。

【対策・施策等の体系化と役割分担の明確化】

- 対策・施策の体系化にあたっては、包括的な支援体制の趣旨等を踏まえ、対策・施策別の体系のみならず、移動、住まい、生活困窮、人材の確保などの地域生活課題やニーズに応じた対策を体系化する視点や工夫が必要です。
- 地域福祉活動計画と一体策定する場、目標達成に向けた重点事項及び対策・施策等の検討にあたって、地域福祉活動計画との役割分担と責任を明確にすることが必要です。
- 対策・施策等の検討にあたっては、地域の社会資源を明確にし、包括的な支援体制における位置づけや役割分担等を明確にすることが必要です。
- また、地域福祉計画に盛り込まれた対策・施策等の府内における所管部局・課室を明確にすることも重要です。

【社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の位置づけ】

- 地域生活課題への対応する社会資源の拡充の観点から、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」を地域福祉計画に位置づけることが重要です。
- 「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」として、複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現が示されています。民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援とともに、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進を地域福祉計画に盛り込むことが必要です。

【地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項】

- 地域福祉計画の策定・改定プロセスへの参画やプロセスの活用を含め、①地域住民、ボランティア団体、N P O等の社会福祉活動への支援、②住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進、③地域福祉を推進する人材の養成の位置づけを検討します。
- 「住民に身近な圏域」ごとに住民等間の地域福祉の推進に向けて中心的な役割を担う者＝「地域福祉推進役」を見いだし、住民等に対してこの地域福祉活動への参加を促すことが重要であることから、福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮や民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備を位置づけることが重要です。

【分野別計画との調和、整合】

- 地域福祉計画が分野別計画の上位計画として位置づけられたことを踏まえ、高齢者、障害者、子ども・子育てなどの分野別計画などと具体的にどのように調和、整合を図るか検討します。
- 「共通して盛り込む事項」の内容とともに、個別の事業・活動等について、地域福祉計画に盛り込むべき事項や連携した計画のあり方等について、関係部局・課室と協議しながら整理し、盛り込むように検討します。
⇒ (1) -③ 計画の構想、基本事項の検討、【上位計画等との調和、諸計画の総合化と体系化】も参照。

【一体的な展開を目指す計画等との整合】

- 「地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項」として、「福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備」等のほか、「利用者の権利擁護（成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備）」と「避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策」が示されています。
- これらの事項については、成年後見利用促進計画や防災計画等との整合化や記載事項の整理が必要です。
⇒ (1) -③ 計画の構想、基本事項の検討、【上位計画等との調和、諸計画の総合化と体系化】も参照。

【地域力の強化と地域福祉活動計画（地域福祉行動計画）】

- 目標達成に向けた重点事項及び対策・施策等の検討にあたって、圏域ごとの地域福祉行動計画の策定促進を含め、社会福祉協議会の地域福祉活動計画との役割分担と責任を明確にすることが必要です。
- あわせて、市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等について検討し、位置づけます。



実践のヒント：他計画と地域福祉計画の位置づけ等 (ヒアリング調査自治体の取組から)

〔全体の傾向〕

- 地域福祉計画が分野別計画の上位計画として改めて位置づけられたことを踏まえ、地域福祉計画と諸計画との関係性の整理や計画体系の明確化の必要性が認識されており、それぞれの自治体の実情に応じた工夫がなされている。

〔総合計画との関係〕

- 総合計画を構成する基本計画の一つとして地域福祉計画を位置づけることにより、福祉の分野別計画などを総合化する計画としている場合がある。
- 地域づくりや地域の活性化に関する事項については、地方創生（地域再生）計画や方針も勘案しながら、地域福祉計画づくりが進められている。

〔分野別計画等との関係〕

- 高齢者、障害者、子ども子育てに関する分野別計画との関係では、地域福祉計画を上位計画あるいは基盤となる計画として位置づけている。
- その場合、地域福祉計画においては、分野別計画に共通する理念・目標や圏域、複合的な地域生活課題などに関する分野横断的な相談支援などの施策等、また、地域生活課題や社会資源に関するデータの収集（データベースの構築）などを盛り込み、分野別計画において福祉サービスの供給基盤の整備目標などの個別の施策等を定めることにするなど、体系的かつ有機的な整理と役割分担がなされている。
- また、成年後見制度利用促進計画の策定等にあたり、当該計画の内容を地域福祉計画のなかに盛り込んで策定・改定する自治体もある。
- 地域生活課題や地域のニーズを踏まえ、地域福祉計画に関連する計画として、住宅供給促進計画、地域再犯防止計画、地域防災計画や避難行動要支援者の避難支援計画などの一体的な展開を図るために、これらの計画との一部共通化や連携を図る旨の記載がなされている自治体もある。これらの計画について、地域福祉計画の総論部分において連携を図る旨が示されている場合や、関連する個別の施策や事業・活動に必要な事項が記載されている場合がある。
- さらに、地域福祉を推進するためにまちづくり、教育、医療、市民協働に関する計画との連携により、地域課題の解決を目指す観点から、これら諸計画との関係性を地域福祉計画に明記している自治体もある。

(地域福祉活動計画等との関係性)

- 地域福祉計画と地域福祉活動計画については、その役割や意義を踏まえ別々に策定されている場合と一体的に策定されている場合がある。
- 別々に策定されている場合にも、地域福祉を推進するという共通の目的を有するものであることから、地域生活課題等を踏まえた目指す地域の姿や理念、基本的な目標や施策と事業・活動を一部共有するなど、連携した取組が進められている。
- 地域福祉計画と地域福祉活動計画については、地域福祉を推進するために「連携」、「協働」や「補完」するものとして位置づけられている。
- 連携や補完関係を具体化するため、地域福祉計画づくりへの社会福祉協議会の参加、また、地域福祉計画への行政の参加をはじめ、相互に十分な調整を図りながら計画づくりが進められている。それでの策定・推進委員会の委員長やメンバーが相互に参加することなどにより、理念等の共有化を図り、具体的な計画の内容についても、適切な役割分担や相互補完性が確保されるような工夫もなされている。
- また、地域福祉活動計画の推進をバックアップするための施策・支援や社会福祉協議会の基盤強化を地域福祉計画に盛り込むことにより、連携等を具体的に図る自治体もある。
- 地域福祉計画と地域福祉活動計画が一体的に策定されている場合には、あらかじめ行政と社会福祉協議会の役割の相違や役割分担を明確にしたうえで、それぞれの使命・役割や機能を総合的に発揮できるように留意しながら計画づくりと計画の推進が図られている。
- 一体的に策定された場合にも、計画に盛り込んだ個別の施策、事業・活動ごとに、行政と社会福祉協議会の役割や責任を明確に区別する工夫もなされている。
- 例えば、包括的な支援体制の整備における市町村域の多機関協働や庁内連携体制の構築については主に行政の役割とし、より身近な圏域での相談支援体制づくりや住民主体の事業・活動の支援などの地域力の強化に関わる取組については主に社会福祉協議会の役割とするなど、それぞれの専門性や機能を踏まえた役割分担が図られている。
- 地域福祉計画の策定にあたり、地域福祉活動計画が先行して策定されている場合には、その内容等を十分に理解し、地域福祉活動計画で取組まれてきた地域福祉の一層の推進やその蓄積されたノウハウ等を有効活用する観点から、自治体の規模や事業・活動の具体的な効果等を勘案して一体的に策定された自治体もある。
- 自治体の規模による地域特性や包括的な支援体制の整備における地域福祉活動計画とのより有機的な連携等の必要性、また、地域福祉を推進するうえでの一体的に策定することの効果やメリットを勘案して、一体的な計画づくりも進められている。
- 包括的な支援体制の整備において、より身近な圏域での相談支援体制づくりや住民主体の事業・活動の促進を図る観点などから、圏域ごとの地域福祉行動計画やその支援を地域福祉計画に盛り込んでいる自治体がある。地域福祉計画での記載がない場合においても、地域福祉活動計画への位置づけを含めた地域福祉行動計画も進められている。

(2) - (7) 進行管理の仕組みと評価指標の検討

- 地域福祉計画の実施に向けて、庁内体制及び地域福祉計画の推進・評価委員会の体制、進行管理（進捗管理と評価）等について検討します。
- 計画の実施状況を毎年定期的に点検することとし、このためには、例えば、地域福祉計画推進・評価委員会といった計画評価委員会のような、計画の進行管理を含む評価体制を確保し、計画策定時点から評価の手法をあらかじめ明らかにしておく必要があるとされています。
- 推進・評価委員会は、地域福祉計画の策定と実施との継続性を確保するために地域福祉計画策定委員会と同一の委員とすることも考えられます。なお、計画評価委員会においては、苦情解決やオンブズパーソン等の外部評価情報をも積極的に評価の参考とすることが望まれます。
- 進行管理の仕組みの検討にあたっては、地域福祉計画のP D C Aをどのように具体的に実施するかが重要です。
- 庁内体制（推進体制）においては、事務局や庁内委員会等の位置づけや役割の確認、また、地域福祉推進・評価委員会や関係審議会等での評価の実施や実施方法を確認します。
- 地域福祉計画策定委員会からの移行を基本として、地域福祉計画の進捗状況の確認にもとづく施策等の推進の検討・実施、また、評価を担う地域福祉計画推進・評価委員会等の設置を検討します。
- 計画期間中の実施事項と実施スケジュールとともに、年度ごとの実施事項の明確化が必要です。
- 年度ごとや中間評価、また、計画期間満了時の評価項目や評価内容等を検討します。

【府内体制（推進体制）】

- 各自治体の組織構成等の事情も勘案しながら地域福祉計画の推進体制を検討します。
- 前掲の地域福祉計画の策定・改定に関する府内委員会等をベースとする進行管理の体制も検討します。関連する既存の府内委員会等の府内体制に、地域福祉計画の推進を位置づけることも重要です。
- 地域福祉計画の実施による包括的な支援体制の整備に向けて、計画の所管部局・課室を中心として、関係部局・課室の役割分担を明確にし、府内連携を図るための組織体制づくりを進めます。



実践のヒント：進行管理と評価体制 (ヒアリング調査自治体の取組から)

〔実施場所・方法〕

- 地域福祉計画の進行管理については、策定・改定のための委員会を推進・評価のための委員会に移行・設置している。なお、地域福祉計画の推進・評価については、常設の保健福祉に関する審議会や協議体において実施している場合もある。
- なお、地域福祉計画に掲げた事業・活動やプロジェクトを企画・推進するためにラウンドテーブルやプロジェクト委員会、テーマ別の協議の場や意見交換会等を別途設けている場合もある。
- 府内体制についても同様に、策定・改定のための府内委員会等を推進・評価のための府内委員会等に移行・設置している。

〔実施頻度等〕

- 地域福祉計画の推進・評価のための委員会等においては、年に1回以上、定期的に計画の進捗状況等を確認し、計画の推進に係る課題等を議論している。

〔その他〕

- 府内においても、自己評価ツールを作成してチェックを実施するなど、計画の進捗状況や課題を把握・分析する工夫がなされている場合もある。
- また、地域福祉計画の推進と進行管理にあたっては、さまざまな機会をつうじて、地域住民や関係機関・団体との意見交換、意見を受け止めることに留意している。
- さらに、広く市民が集まるイベント等において、地域福祉計画に関連する取組の報告を行うことなどにより、新たな参加者の呼びかけを行う工夫も行われている。

【評価指標の検討】

- 地域福祉計画においては、住民主体の計画の目標（評価指標）とともに、行政計画として必要な評価の視点や指標を整理することが必要です。
- 住民主体の計画の目標（評価指標）は、いわゆるプロセス指標が重視されるべきですが、行政計画としてはプロセス指標とともに、定量化とアウトカム目標（指標）も求められています。
- 評価指標の設定や評価の実施にあたっては、例えば、地域住民等との協働による地域生活課題を解決する事業・活動については、その結果や成果のみならず、プロセスの状況やプロセスから生じた地域や住民等の変化などにも着目することが重要です。
- 個別施策の目標（評価指標）の設定にあたっては、計画の達成状況を住民等に明確に示すためにも具体的で計画の達成度の判断が容易に行える目標を示すことが必要です。
- ただし、数値だけが全てではありません。地域生活課題については、丁寧な事例検討を重ねるなど、具体的な課題を共有していかなければならないことがあります。
- 定量化になじまない事項については、定性的な目標設定を行うとともに、その内容は具体的なものとすることが重要です。
- 定量的な成果指標を設定することは、施策等の実効性と明快性を高めるとともに、客観的な検証・評価のもとに進行管理を行うために必要ですが、それだけにとらわれると計画が数値だけのものになってしまいます。
- 評価の際には、相談件数等の定量的な変化やうまく進んでいないことのみに着目するのではなく、支援を必要とする者や支援者等、地域住民や関係機関の意識や行動にどれほどの変化を与えたのか、地域にどれほどの変化を与えたのか、連携がどれほどまでに動くようになったのか等、直接的な成果として得られてきたものやその広がり（影響）にも着目し、そこを伸ばしていくという視点も重要であることにも留意します。

参考) 策定ガイドライン

<1-(2) 計画策定の体制と過程 ④地域福祉計画の目標の設定 >

- なお、計画の目標設定を支援するため、都道府県においては先行する市町村の事例を積極的に紹介するよう努めることが望まれる。



実践のヒント：評価方法と評価指標の考え方 (ヒアリング調査自治体の取組から)

(全体的な傾向)

- 地域福祉計画の評価については、推進・評価委員会において地域住民等の意見を十分に把握しながら進めるとともに、庁内委員会等において年度ごとの進捗確認を含めた評価体制、仕組みづくりが図られている。
- 地域福祉計画に盛り込んだ施策、事業・活動などの評価については、そのプロセスを重視するものもあり、数値化し難いものも多く、各自治体では評価指標の設定について苦慮している状況がうかがえる。

(具体的な評価方法と工夫)

- 事業・活動の見える化による地域住民等の理解の促進などを図るため、数値化できる目標は数値化したうえで、数値化し難い事業・活動等については、推進・評価委員会での十分な議論のもとに評価を進めるなどの取組も進められている。
- 成果目標等を地域福祉計画に盛り込んでいる自治体においては、基本目標や（重点）施策別などの大枠に関する評価指標を設定するなどの工夫がなされている。
- 目標・評価指標の数値化については、地域住民、町内会・自治会長、専門職・機関、民生委員・児童委員などのアンケート調査結果の経年比較による目標値設定ほか、拠点や居場所づくりなどの箇所数については年度推移や必要とされる圏域数などをもとに具体的に設定する方法がとられている。
- 数値目標だけにとらわれると、進行管理の際にそこだけに着目してしまうという課題もある。むしろどのような状態像にしたいかといった、質的なベンチマークを用いる様な方法が、プロセス評価においては有効であったことが明らかになっている。
- いずれの場合においても、地域福祉計画の推進による目指す地域の姿に向けて、地域生活課題の具体的な解決・緩和とともに、地域住民や専門職・機関、その他関係団体・機関の変化、そして地域の変化を目指して、目標・評価指標の設定と評価が図られている。

(2) - ⑧ 計画の策定・改定及び公表

- 地域福祉計画の策定・改定にあたっては、そのプロセスにおいて関係団体等のヒアリングやパブリックコメント等の方法により、地域住民や地域の関係機関等の意見を聞くことが必要です。
- 計画の実効性を担保する観点から、関係審議会に諮る取組や自治体の施政方針への明確な位置づけや条例化する取組も検討します。
- 地域福祉計画については策定・改定後に速やかにその内容を公表し、計画のPRや施策、具体的な事業・活動に関するPRを広く地域住民や関係機関等に対して実施します。
- 公表方法については、インターネットの活用、印刷物の配布、その他適切な方法により実施するものとし、公表方法と内容、時期、媒体等について検討します。
- なお、公表にあたっては、概要版の作成をはじめ、テキスト版、ルビ付版のほか、QRコードの付記など、情報保障に十分に配慮することも重要です。
- 地域生活課題や地域福祉計画に関するセミナーや地域住民の懇談会等を企画・開催することは、地域福祉計画等の理解の促進とともに、包括的な支援体制に向けた事業・活動を図る契機としても有効です。
- また、地域福祉の推進と包括的な支援体制の整備・展開に向けては、多機関協働の促進や社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の推進、また、社会資源や民間財源の確保・拡充等の観点から、これらの関係会議での協議や関係団体への説明等を積極的かつ継続的に実施することが重要です。

参考) 策定ガイドライン

<1-(2) 計画策定の体制と過程 ⑩計画期間、評価及び公表等 >

- 計画は、策定後速やかにその内容を公表し、都道府県に提出することとする。都道府県は、これを情報提供の素材とする。



実践のヒント：広報・PRの方法など (ヒアリング調査自治体の取組から)

(具体的な取組内容)

- ホームページへの掲載や概要版の作成・配布をはじめ、ポスターやチラシの作成・配布による周知のほか、住民懇談会や専門職・機関の関係会議での説明と意見交換等により理解と協力の促進が図られている。
- 地域住民の理解を図るため、福祉でまちづくりの意義や地域福祉の推進による効果等を「ストーリー」(住民の生活の変化等)として掲載する工夫のほか、概要版などの作成にあたっては、計画の要約を基本としつつもPR版のパンフレットとして構成や内容を工夫する取組も進められている。
- また、福祉教育の観点から、福祉教育の場・活動をつうじた子どもへの周知や市内公立中学校の生徒と協働し、「中学生向け概要版」を作成し若年層への周知に活用する工夫も行われている。

(2) - ⑨ 計画の実施（進行管理）・計画の推進（推進・評価委員会）

- 地域福祉計画に盛り込まれた対策・施策等を庁内、関係団体、地域住民等が着実に展開できるよう、進捗状況や対策・施策等の展開にあたっての課題等を適宜把握し、必要な対策や支援を積極的に実施することが不可欠です。
- 進行管理にあたっては、地域福祉計画の評価指標とともにチェックリストの作成・活用などが必要です。
- 地域福祉計画の内容を推進していくために、その内容を市町村の総合計画の中に盛り込んでいくことも一つの方策として考えられています。

【庁内体制（推進体制）】

- 地域福祉計画の推進にあたっては、施策等の所管部局・課室の進捗管理、年度ごとの進捗状況の確認と次年度の施策等への反映、地域福祉計画推進・評価委員会の運営と委員会での意見等への対応、首長や施策等の責任者への報告と協議等を適切に実施します。
- 各種研修会や会議等において、地域福祉計画の理解・共有を図ります。
- 年度後ごとの進捗管理や中間評価等にもとづき、計画期間中の施策等の実施状況と目標の達成状況等を分析・評価し、必要な対策・施策等を講じます。
- 地域福祉計画に盛り込んだ目標達成に向けた全庁的な目標設定と各所管部局・課室の実行性を担保することが重要。全庁的な目標達成度合いとその課題・阻害要因等を把握したうえで、必要に応じて目標設定の調整や各所管部局・課室へのフィードバックを行い、実効性を担保・向上することが必要です。
- 各種研修会や会議等において、地域福祉計画の理解・共有を継続的に図るとともに、参加者の意見等をもとに、次年度以降の推進方策を検討します。
- 地域福祉計画に盛りこまれた施策等の実効性を担保するため、対策・施策等の適切・効果的な運営（運用）と財政面での担保を図るよう努めることが必要です。

- 地域福祉計画の推進・評価を中心的に担う事務局や庁内委員会等が、各施策等の所管部局・課室をつなぐ連携・協働の中核として機能しているか、各所管とのコミュニケーションは十分に図られているかなど、コミュニケーション状況の確認と円滑化・活性化に向けて工夫します。

【地域福祉計画推進・評価委員会】

- 地域福祉計画の事務局からの説明・報告等とともに、計画に位置づけた包括的な支援体制の整備・展開を担う地域住民や関係機関・専門職等のヒアリングを実施するなど、地域福祉計画の進捗状況を把握・分析し、必要な取組や仕掛けづくりを検討します。
- また、地域福祉の推進及び、包括的な支援体制の整備・展開に係る課題、阻害要因等を把握・分析し、必要な対策等を検討します。
- 幅広く地域住民や関係機関・専門職等の意見や評価を得る機会を設けることが必要です。委員会への参画とともに、住民モニター制度や関係会議等を活用し、地域住民や関係機関・専門職等の意見や評価等を継続的に把握する取組も重要です。
- 地域福祉の推進及び、包括的な支援体制の整備・推進に必要となる既存の事業・活動の活性化や新たな事業・活動の開発については、委員会のもとに分科会やワーキングチームをプロジェクトチームとして設け、集中的な協議や事業・活動やノウハウの開発を図るなど、施策等の推進方法の工夫を図ります。

(3) 評価段階での検討・実施事項

① 計画の年次評価、中間評価・計画の評価・改定検討

- 地域福祉計画推進・評価委員会及び庁内検討会等の庁内体制において、年度ごとの評価や中間評価にもとづき、計画期間における施策等の推進と目標の達成に向けた課題等の分析・評価を実施します。
- 年度ごとの進捗管理や中間評価等にもとづき、計画期間中の施策等の実施状況と目標の達成状況等を分析・評価し、必要な対策・施策等を実施します。
- 地域福祉計画全体のP D C Aとともに、所管部局・課室による個別施策ごとのP D C Aが並行して進められることとなるため、双方の調整と効果的な実施に配慮します。
- 「D」だけに注目して事業の実施状況や実績だけの評価に留まらず、どのように「改善」したか、あるいは「修正」したかという「C」や「A」の視点を含むことが必要です。
- 評価の実施にあたっては、その結果や成果のみならず、プロセスの状況やプロセスから生じた地域や住民等の変化などにも着目することが重要です。
- また、地域生活課題の具体的な解決・緩和に関する事項については、事例検討などを通じて生活の質的な変化を確認することも有用です。
- 定量化になじむ事項、定量化になじまない定性的な事項の相違とそれぞれの意義を十分に踏まえながら、評価を進めることができます。

【年度ごとの評価】

- 年度ごとに施策等の実施状況や目標の達成状況等を把握し、取組の総括を行うとともに、次年度事業等の改定の必要性の要否を検討、必要な対策等を講じます。

【中間評価】

- 中間評価については、計画期間の終了までに一定期間の施策等の実施状況や目標の達成状況等を分析・評価するものです。

- 中間評価については、次期改定を視野に地域福祉計画の分析・評価を行うことが必要であり、地域生活課題の著しい変化や国の施策、法改正等の状況等を踏まえ、地域福祉計画を一部改定することも検討します。

【計画の評価と改定検討】

- 計画期間の終了に際しては、計画期間中の施策等の実施状況と目標の達成状況、また推進体制等を総合的に分析・評価し、取組の総括を行うとともに、計画改定を検討します。
- 計画の分析・評価とともに、地域生活課題の著しい変化、関連法制度の改正や計画等の改定などの状況を勘案し、計画の一部改定又は全面改定を行うかなど作業方針を検討・確認します。
- 改定の要否にかかる検討時期については、各自治体の状況と府内手続のスケジュール等にもよるが、例えば、次年度の予算要求等の観点からは、年度の前半に判断することが考えられます。



実践のヒント：地域福祉計画策定の効果・成果や 地域に起こした変化 (ヒアリング調査自治体の取組から)

〔地域住民等に関するここと〕

- 地域住民等の取組の方向性の確認や新たに取組む事業・活動の参考になった。
- 地域共生社会の実現など、国の施策動向については、以前から地域住民等が取組んでいたことであるということの再確認と理解につながり、地域福祉推進の機運が高まる契機となった。
- 地域住民の「地域福祉推進」の重要度の認識が高まった（市民アンケートの結果）。
- 地域の圏域を変更したことにより、民生委員・児童委員等の地域で活動する者からの地域福祉推進に関する取組の理解や評価が高まった。
- 2025年問題等の地域課題について、地域で話し合いが行われ、住民主体の検討会などを行う地区がでてきた。
- 住民の身近な圏域での活動をすすめるための地区社会福祉協議会連合会の設置につながった。
- 福祉の担い手（福祉委員・ボランティア）の発掘につながった。

〔地域のつながり、関係団体、企業等に関すること〕

- 計画策定時に開催された住民ワークショップが元になり、地域課題について住民や社会福祉法人が共同で検討する「話し合いの場」が開催されるなど、地域福祉向上への取組みが加速した。
- 施策や地域の事業・活動への理解や協力が進んだ。
- 地域福祉計画に明記することにより専門職（コミュニティソーシャルワーカー）の増員につながった。
- 地域福祉計画による地域づくりとしくみづくりにより、行政、地域の関係機関・団体、地域住民の連携が強化された。
- 市民団体や企業は、行政とは異なる視点や発想を持っているため、今後、それぞれの強みを組み合わせていくことで新たな変化が生まれると期待している。

〔庁内に関するここと〕

- 地域福祉計画の継続的かつ着実なPDCAの結果、事業の予算化につながった。
- 今回の地域福祉計画改定を一つの契機として、まちづくりや商工労政分野との関わりが持てるようになってきた。
- 計画策定を通じて、市職員・市民・団体などの顔を合わす機会が増えたため、行政と地域の関係機関、団体、地域住民相互との協働の意識が生まれ、実際の協働の機会が設けられていることは成果となった。
- 庁舎内においてもこれまで縦割りで行われていた各種施策が地域という大きなくくりのもと相互に連携して行われるようになった。

III

地域福祉計画の策定・改定と都道府県の支援

1. 地域福祉計画の策定・改定の促進と都道府県の支援

(1) 地域福祉支援計画の意義と概要

- 都道府県は、市町村の区域を包含する広域的な行政主体として、広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域特性、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とする「都道府県地域福祉支援計画」（以下、地域福祉支援計画）の策定・改定を進めることができます。
- 地域福祉支援計画についても、改正社会福祉法により策定が努力義務化され、必要的記載事項が追加されています。「市町村における包括的な支援体制の整備」を促進するものであることにも留意するとともに、これらの計画の定期的な調査、分析及び評価、必要に応じた見直しに努める必要があります。

地域福祉支援計画に盛り込むべき事項

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本方針に関する事項
- ③ 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- ④ 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- ⑤ 市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項

- 都道府県においては、主体的にこれらの5つの事項について、その趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、都道府県社会福祉協議会の活性化等、その他必要な事項を加えて、地域福祉支援計画に盛り込むこととされています。

- 都道府県は、地域共生社会の実現に向けて、都道府県域及び広域的な地域福祉の推進や包括的な支援体制の整備に取り組むとともに、市町村における地域福祉計画の策定などをつうじた市町村域での地域福祉の推進と包括的な支援体制の整備を促進・支援することが期待されています。
- 地域福祉支援計画においては、「市町村の地域福祉の推進を支援するための基本方針に関する事項」を盛り込むことが必要であり、策定ガイドラインにおいては、市町村に対する支援、市町村が実施する広域事業に対する支援、都道府県域の福祉サービスに関する情報の収集及び情報提供システムの構築が、具体的な事項として示されています。
- また、「市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項」としては、以下ののような事項が掲げられています。

「市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項」

- 単独の市町村では解決が難しい地域生活課題に対する支援体制の構築
- 都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案
- 住民が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことができる地域づくりを進めていくための人材育成、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言
- その他必要な事項

市町村における包括的な支援体制の整備に対する都道府県の支援について

都道府県は、単独の市町村では解決が難しく専門的な支援を必要とする、医療的ケアを要する状態にある児童、難病・がん患者や、身近な地域では当事者が声を上げにくく、特段の配慮が必要となる配偶者からの暴力を受けた者、刑務所出所者等に対する支援体制を市町村と連携して構築していくことが求められる。

また、都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案や、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言等の役割を果たすことも期待される。

*通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」より

（2）地域福祉計画の策定・改定を促進するための都道府県の役割

- 都道府県は、市町村が地域福祉計画の策定を円滑に進めることができるよう、通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」とそれぞれの都道府県の地域特性を踏まえ、市町村に提示する地域福祉計画策定ガイドラインを含む策定方針を決定することが適当であるとされています。
- 市町村が地域福祉計画を策定するにあたり、都道府県から地域福祉を推進するためのどのような支援を受けることができるのかをあらかじめ知っておくことが望ましいことから、市町村への支援メニュー及び住民等の主体的参加を実現するための方策を示すことが求められています。
- 市町村の人口規模や社会資源は様々であり、産業構造や住民等の意識等も一様ではないことから、それぞれの地域にふさわしい地域福祉計画の策定を行うことが極めて重要なことであり、都道府県の福祉事務所、保健所における地域の実情に応じたきめ細かな支援の下で、多様性を持った計画策定が可能となるよう配慮する必要があります。

2. 市町村支援の必要性、具体的な取組と工夫

(1) 地域福祉計画の策定・改定に関する支援の必要性と課題

- 市町村地域福祉計画の策定状況等をもとに、支援の必要性と課題等に関する主な事項を整理すると以下のような状況がうかがえます。

* 以下、厚生労働省「市区町村地域福祉計画策定状況等の調査結果」
(平成 30 年 4 月 1 日時点) をもとに整理／全 1,741 市町村（東京都特別区を含む）

① 策定・改定状況

- 「策定済み」が 1,316 市町村（75.6%）
→ 策定済み（1,316 市町村の状況）のうち、「改定済み」…966 市町村（75.7%）
- 策定済み（1,316 市町村の状況）のうち、「包括的な支援体制の整備」（法第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業）を実施しているのはおよそ半数の市町村
（「実施している」…464 市町村（35.3%）、「実施予定」…210 市町村（16.0%））

【調査結果からみえる主な課題など】

- ◆ 地域福祉計画の策定率 100%に向けた取組が必要です。
- ◆ 地域共生社会の実現に向けてそれぞれの市町村においてビジョンを描くこと、また地域福祉計画の策定・改定をつうじて、市町村域における地域福祉の推進や包括的な支援体制の整備をどのように促進するかが課題となっています。

② 市区部・町村部別、人口規模別の策定状況

- 市区部…「策定済み」が 90.9%、町村部…「策定済み」が 62.1%（約 1.5 倍の差）
- 人口規模の大きな市町村ほど策定率が高い傾向
- 「1 万人未満」の市町村の策定率…5 割程度であるのに対し、「5 万人以上」の市町村…概ね 9 割を超える策定率

【調査結果からみえる主な課題など】

- ◆ 市区部での策定のさらなる促進とともに、特に町村部での策定をどのように図るかが課題となっており、地域特性に応じた具体的な支援策が必要です。
- ◆ 人口5万人未満、特に1万人未満の市町村での策定促進をどのように図るかが課題となっています。

③ 策定未定・未策定の市町村の状況等（策定未定280市町村の状況）

● 「策定未定」280市町村のうち、

141市町村（50.4%）が「努力義務化されたことを踏まえ策定する方針はあるが、いつから取りかかるかは未定」、81市町村（28.9）が「努力義務化されたが策定する方針はない」としています。

● 「未策定の理由等」（策定未定361市町村の状況）は、下記のとおりです。

- ・計画策定に係る人材やノウハウ等が不足しているため…207（73.9%）
- ・策定が必須ではない（改正後も努力義務に留まる）ため…115（41.1%）
- ・策定の必要性が感じられないため…39（13.9%）
- ・他の計画で地域福祉計画と同様の内容を定めている（又は対応予定の）ため…44（15.7%）
- ・その他…28（10.0%）

→人的、財政的な課題、策定の予算確保

→各種福祉計画が策定されており必要性を感じない、あるいは、上位かつ横断的な計画づくりが困難

→策定の方針を協議中、検討中

【調査結果からみえる主な課題など】

- ◆ 地域福祉計画づくりの意義等に関する理解を含め、それぞれの地域生活課題等に応じた早期の計画策定を促進することが必要です。
- ◆ 策定をすすめるために課題となっている事項（マンパワー、策定財源等）に対する対応策を具体的に講じることが課題となっています。

④ 策定のために必要な支援策（策定未定 280 市町村の状況）

- 既に策定した自治体のノウハウの提供…237 (84.6%)
- 既に策定した自治体の事例報告会などの場の提供…113 (40.4%)
- 既に策定した自治体に相談し、直接助言を受けられるような体制の整備…86 (30.7%)
 - ・ 地域福祉計画に関する専門家の紹介…4 (23.3%)
 - ・ その他…20 (7.1%)

【調査結果からみえる主な課題など】

- ◆ 国レベル、都道府県レベルでの支援策を具体的かつ効果的に展開することが必要とされています。

（2）地域福祉計画の策定・改定に関する支援状況

- 都道府県における地域福祉支援計画の策定状況や市町村地域福祉計画の策定・改定の支援に関する主な取組を整理すると以下のとおりです。

① 都道府県地域福祉支援計画の策定状況等

- 43 都道府県 (91.5%) が「策定済み」であり、「未策定」4 都県すべてが「平成 31 年度以降に策定予定」
- 都道府県別市町村地域福祉計画の策定状況については、「最大約 2.3 倍の差」策定率 100% を達成しているのは「12 府県」

【調査結果からみえる主な課題など】

- ◆ 各都道県の地域特性等を踏まえつつも、策定率 100% の府県での取組などを参考とし、管内策定率 100% に向けた取組を進めが必要です。

② 管内市町村に対する助言・支援の実施状況

- 策定率 100%を達成していない 35 都道県のうち、32 都道県（91.4%）が管内市町村へ「策定の働きかけを行った（又は行う予定がある）」と回答

【具体的な働きかけの内容】

- 個別ヒアリング、アドバイス等
- 市町村職員を対象とした説明会・研修会・会議での周知
- 計画策定に係る手引き等の作成・配布
- 通知等による周知
- 県独自の調査の実施

【調査結果からみえる主な課題など】

- ◆ 市区町村地域福祉計画の策定・改定を促進するための具体的な働きかけが必要です。

(3) 地域福祉計画の策定・改定に関する具体的な取組

- 市町村地域福祉計画の策定率「100%」を達成している12府県における具体的な取組や工夫は、以下のとおりとなっています。

* 本調査研究委員会「市町村地域福祉計画の策定・改定支援に関する調査」集計結果より

① 市町村地域福祉計画の策定・改定の推進及び支援に関する 基本的な考え方と特に重要と考える取組等

1. 茨城県	<input type="checkbox"/> 県内全市町村で策定しているところ。
2. 石川県	<input type="checkbox"/> あくまで市町の自主的な計画の推進を支援するものであり、県内外の先進的な取組みの情報提供や、技術的助言等により市町を支援
3. 福井県	<input type="checkbox"/> 改正社会福祉法の内容に適した計画への改定を支援する。
4. 岐阜県	<input type="checkbox"/> 市町村の考え方を尊重し、自主的な地域福祉計画の達成を支援する。 <ul style="list-style-type: none">・市町村ヒアリングの実施・地域生活課題の解決に向けた検討や情報交換の場の設置
5. 静岡県	<input type="checkbox"/> 市町地域福祉計画の達成を目指し、共に支え合う地域づくりを進めるため、住民の主体的な参加による地域福祉活動を促進する。
6. 京都府	<input type="checkbox"/> 情報提供
7. 大阪府	<p><基本的な考え方></p> <p><input type="checkbox"/>住民に最も身近な基礎自治体である市町村は、地域の福祉・生活課題を把握し、主体的かつ創造的に地域福祉を推進していくことが求められる。このため、市町村は、社会情勢の変化や地域の特性、要援護者ニーズを踏まえながら、計画の策定・改定に取組み、総合的・計画的に地域福祉施策の推進を図ることが重要。</p> <p><input type="checkbox"/>大阪府は市町村の自主性・創造性を尊重しながら、その取組を積極的にサポートするとともに、広域的・専門的観点から市町村共通の環境整備など、地域福祉の充実に向けた総合調整を行う。</p> <p><特に重要と考える取組等></p> <p><input type="checkbox"/>計画の策定・改定に係る情報・ノウハウと財政的な支援</p>
8. 高知県	<input type="checkbox"/> 地域福祉活動計画との一体的な策定（地域福祉アクションプラン）の推進 <input type="checkbox"/> 県社会福祉協議会との連携による取組：各市町村社会福祉協議会への地域福祉活動計画の策定・改定支援及び市町村地域福祉計画との一体的な計画（地域福祉アクションプラン）策定・改定支援 <input type="checkbox"/> 研修会等の実施
9. 佐賀県	<input type="checkbox"/> 市町は、地域住民にとって、より身近な存在であるため、地域の課題やニーズを踏まえた地域福祉施策が実施されるよう、国の方針や県地域福祉支援計画で目指す方向性などを示しながら、その策定・改定の推進を広域的な見地から支援していきたい。 <input type="checkbox"/> また、地域の課題やニーズはその時々により変化していくことから、適切な時期における見直しや改定は重要であると考え、県内市町の計画改定状況等について、会議で情報提供を行っている。

10. 熊本県	<input type="checkbox"/> 住民が主体となって地域福祉活動への参加が求められる中、地域住民が各市町村の目指す地域福祉を知り、計画の策定やその推進に参加することが、各市町村の地域福祉の実効性ある推進には不可欠である。 <input type="checkbox"/> 策定・改定のため、熊本県社会福祉協議会等と連携し、適切な情報提供等を行う。
11. 大分県	<input type="checkbox"/> 情報共有・交換の場の設置
12. 宮崎県	<input type="checkbox"/> 国の示す策定ガイドラインの周知徹底を図り、できるだけ早期の改定を働きかけていく。 <input type="checkbox"/> 特に地域住民が主体的に取り組む包括的な支援体制の整備等について、適切な情報提供・助言を行っていく。

② 市町村地域福祉計画の策定・改定に対する具体的な働きかけ、策定・改定の促進に向けた取組（実施）事項とその概要

【「策定」の支援に関する事項とその概要】

1. 茨城県	<input type="checkbox"/> 策定ガイドライン <input type="checkbox"/> 策定状況に関する情報提供
2. 石川県	<input type="checkbox"/> 県内各市町の計画策定状況の調査、説明会等による情報提供等
3. 福井県	<input type="checkbox"/> 策定ガイドラインの作成（現在は運用されていない。）
4. 岐阜県	<input type="checkbox"/> 策定方法に関する研修会や個別相談の実施 • 策定趣旨やその必要性の普及を行い、研修会や個別相談による支援を行った。
5. 静岡県	<input type="checkbox"/> 健康福祉センターと連携し、既に作成した市町のノウハウや具体的な活動事例などについての情報交換を行った。 <input type="checkbox"/> 市町の実施する地域福祉計画策定委員会への参画を行った。
6. 京都府	<input type="checkbox"/> 策定ガイドラインの提示 • 国のガイドラインを基に作成したガイドラインを府支援計画に記載
7. 大阪府	—
8. 高知県	<input type="checkbox"/> 地域福祉活動計画との一体的な策定（地域福祉アクションプラン）の推進 • 「地域福祉支援計画への策定方法（イメージ）」、「計画策定にあたっての大切な視点」、「策定の基本事項」の記載 等 <input type="checkbox"/> 県社会福祉協議会との連携による取組 • 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定（地域福祉アクションプラン）を促進する県社会福祉協議会の取組への財政的支援：地域福祉活動推進事業費補助金 <input type="checkbox"/> 研修会等の実施（対象：市町村、市町村社会福祉協議会、県社会福祉協議会） • H22年度：市町村地域福祉計画担当者研修会（2回） • H23年度：各市町村の計画策定状況を共有する報告会・連絡会の開催
9. 佐賀県	<input type="checkbox"/> 事項：情報共有・交換の場の設置 <input type="checkbox"/> 概要：会議等で県内市町の策定・改定状況について情報提供し、未策定の市町における策定を促した。また、市町から相談があった場合は助言を行った。
10. 熊本県	<input type="checkbox"/> 市町村地域福祉計画策定ガイドラインの策定
11. 大分県	<input type="checkbox"/> 県、市町村及び関係団体等で構成する「地域福祉座談会」の実施 <input type="checkbox"/> 全市町村及び関係団体による連絡会議の実施
12. 宮崎県	<input type="checkbox"/> 該当なし。

【「改定」の支援に関する事項（実施している、又は実施予定の事項）とその概要】

1. 茨城県	<input type="checkbox"/> 特になし
2. 石川県	<input type="checkbox"/> 県内各市町の計画改定状況の調査、説明会等による情報提供等
3. 福井県	<input type="checkbox"/> 情報共有 <input type="checkbox"/> 助言
4. 岐阜県	<input type="checkbox"/> 市町村ヒアリングの実施。 ・ 地域福祉計画の進捗管理を行うとともに、個々の実情に応じた助言や先進事例の紹介を行い、地域福祉計画の推進を図る。
5. 静岡県	<input type="checkbox"/> 市町及び社会福祉協議会における地域福祉計画、地域福祉活動計画の策定・推進の取組状況、各市町の地域福祉活動の現状、課題等について情報を共有化し、地域福祉活動の推進を図るため、県内各地区で地域福祉担当者の会議を開催している。
6. 京都府	—
7. 大阪府	<input type="checkbox"/> 地域福祉に関する市町村との会議を開催し、地域福祉に関する最新情報などの提供や意見交換等を行うとともに、計画策定に係る財政的支援を実施。
8. 高知県	<input type="checkbox"/> 研修会の実施 (対象：市町村、市町村社会福祉協議会、県社会福祉協議会) ・ H28 年度：地域福祉（活動）計画改定支援研修 ・ H29 年度：地域福祉（活動）計画実践支援研修 地域福祉計画及び地域福祉活動計画の適切な改定及び進捗管理の推進にあたり、地域の課題や近年の施策の動向を踏まえた計画への改定を支援するとともに、計画の進捗管理について市町村と市町村社会福祉協議会とが一体的に取組むことのできる体制づくりを目的とした研修会。
9. 佐賀県	<input type="checkbox"/> 情報共有・交換の場の設置 ・ 会議等で県内市町の改定状況について情報提供し、適切な時期における改定を促した。また、市町から相談があった場合は助言を行った。
10. 熊本県	<input type="checkbox"/> 改定状況等の調査（毎年実施） <input type="checkbox"/> 説明会開催 <input type="checkbox"/> 個別訪問による改定の働きかけ、個別状況に応じた助言等 <input type="checkbox"/> 熊本県社会福祉協議会と連携、地域福祉活動計画策定（改定）の支援
11. 大分県	<input type="checkbox"/> 県、市町村及び関係団体等で構成する「地域福祉座談会」の実施 <input type="checkbox"/> 全市町村及び関係団体による連絡会議の実施
12. 宮崎県	<input type="checkbox"/> 市町村担当者会議における情報提供及び計画改定の働きかけを予定している。

③「策定率 100%」を実現する上で、市区町村に対して 特にポイントとなった働きかけや取組事項・内容として考えられること等

1. 茨城県	<input type="checkbox"/> 特くなし
2. 石川県	<input type="checkbox"/> 特くなし
3. 福井県	<input type="checkbox"/> 県から何かしらの働きかけをした可能性はあるが、市町における計画策定の必要性の認識が高く、各市町が自発的に策定に向けて動いたと考えられている。

4. 岐阜県	<input type="checkbox"/> 策定方法の研修会や個別相談の実施。
5. 静岡県	<input type="checkbox"/> 健康福祉センターと連携し、既に作成した市町のノウハウや具体的な活動事例などについての情報交換を行ったこと。
6. 京都府	<input type="checkbox"/> 会議等での声掛けや情報提供等を地道に行ってきました。
7. 大阪府	<input type="checkbox"/> 策定支援会議による必要な情報やノウハウの共有、補助金等による財政的支援等
8. 高知県	<input type="checkbox"/> 県社会福祉協議会との連携による市町村及び市町村社会福祉協議会への支援 <input type="checkbox"/> 地域福祉活動計画との一体的な策定（地域福祉アクションプラン）の推進 <input type="checkbox"/> 研修会等の実施 <input type="checkbox"/> 地域福祉アクションプランの取組状況の把握及び助言 <input type="checkbox"/> 各県福祉保健所地域支援室による地域福祉（活動）計画に関する連絡会の開催や各管内市町村地域福祉計画策定委員会等への参画による支援。
9. 佐賀県	<input type="checkbox"/> 情報共有・交換の場の設置 ・ 会議等で行った県内市町の策定・改定状況についての情報提供が、市町同士の情報共有や県への相談につながり、早期の策定を促したと考えられる。
10. 熊本県	<input type="checkbox"/> 平成 14 年（2002 年）9 月に「市町村地域福祉計画策定ガイドライン」を策定し、平成 16 年（2004 年）3 月に第 1 期地域福祉支援計画を策定した後、市町村計画の策定推進及び県の計画の浸透を図るための市町村向け説明会の実施（市町村等との意見交換等はそれ以前から実施） <input type="checkbox"/> 計画の策定状況を含む市町村地域福祉取組状況調査の実施（毎年）、助言や個別訪問等の実施 等
11. 大分県	<input type="checkbox"/> 情報共有・交換の場の設置
12. 宮崎県	<input type="checkbox"/> 市町村担当者会議における情報提供及び個別訪問による働きかけ。

④ 各市町村での包括的な支援体制の整備等の観点から、改正社会福祉法による社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の促進に向けた取組として必要と考えている事項等

1. 茨城県	<input type="checkbox"/> 特になし
2. 石川県	<input type="checkbox"/> 計画策定作業中
3. 福井県	<input type="checkbox"/> 行政や社会福祉法人など様々な主体の連携。
4. 岐阜県	<input type="checkbox"/> 社会福祉法人が地域で行う公益的な取組事例を広く周知する。
5. 静岡県	<input type="checkbox"/> 市町の地域福祉計画策定等に社会福祉法人の参画が必要と考えている。
6. 京都府	<input type="checkbox"/> 取組事例等の情報提供。
7. 大阪府	<input type="checkbox"/> 特になし
8. 高知県	<input type="checkbox"/> 検討中
9. 佐賀県	<input type="checkbox"/> 社会福祉協議会や地域包括支援センター等関係機関との連携の促進や情報共有の場の提供等。
10. 熊本県	<input type="checkbox"/> 法人の所轄庁と連携して法人の取組状況を把握し、好事例を周知する。等（本県は、平成 24 年度（2012 年度）に「社会福祉法人の地域貢献活動調査」を実施し、社会福祉法人の地域貢献活動事例集を作成。）
11. 大分県	<input type="checkbox"/> 地域協議会の開催
12. 宮崎県	<input type="checkbox"/> セミナー等の開催や参加を通じた社会福祉協議会を含む関係機関と県・市町村との情報共有及び意見交換の機会の確保。

むすびにかえて ～地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画～

- 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進にあたって、以下の視点や取組が求められることを本調査研究委員会としてあらためて提案します。
- 今後の地域福祉計画の策定を通じた地域福祉の推進は、それぞれの地域において地域共生社会をどのように具現化していくかという構想と施策を示すことにつながります。
- 各自治体においては、地域生活課題等の深刻化な地域の課題にどのように対応するか、地域福祉計画の策定を通じて多くの関係者が共に協議することが必要です。
- これまでの地域福祉計画策定の状況及び、地域福祉計画と分野別計画の内容について検証し、地域福祉を推進する実効的な計画となっていたかなどを総括しながら、各分野で生じている課題と地域福祉をすすめる課題を分析・検討し、総合的に取組を図ることが重要です。
- 地域福祉計画の策定にあたって、未策定の自治体においては、なぜ地域福祉計画が必要なのか、また、地域福祉計画の策定はどのように地域福祉の推進につなげるかなど、改めて庁内で議論するとともに、地域住民や地域の専門職・機関等と協議する場を設けることも考えられます。
- また、地域福祉計画の改定にあたっては、地域生活課題等の現状を踏まえながら、これまでの計画の到達点と課題を明らかにします。目指す地域の姿や地域共生社会の実現に向けた計画とするために、地域福祉の推進における阻害要因に対応する事項等とともに、今後の包括的な支援体制の整備や拡充に向けて、重点的に取り組む事項等を盛り込むことが重要であり、これまでの地域福祉計画の単なる延長ではない考え方や取組も必要です。
- 特に、包括的な支援体制の位置づけとその具体的な展開にあたっては、地域生活課題の適切な把握等を前提として、これまで以上に、主に以下のような視点や取組みが求められます。

【地域福祉計画の上位計画としての意義づけ、諸計画の一体的な展開】

- 地域福祉計画については、これまで以上に、高齢者、障害者、子ども・子育てといった福祉の分野別計画を総合化する観点から構想される必要があります。（上位計画としての位置づけ）
- 地域福祉計画を分野別計画などの「上位計画」としてどのように位置づけるかについては、総合計画などの地域福祉計画の上位にある計画や方針などとの関係性の整理を含めて、具体的に検討することも必要です。
- また、生活困窮者自立支援方策を適切に位置づけるとともに、一体的に策定することも考えられる計画である、成年後見制度利用促進計画との関係性を整理し、地域生活課題等への一体的な対応を図ることも重要です。
- さらに、住宅供給促進計画、自殺対策計画、地域再犯防止推進計画、市町村地域防災計画等については、計画に盛り込む事項を一部共通化する取組を含め、地域福祉として一体的な展開が図られるよう、地域福祉計画や計画づくりのプロセスを活用します。
- なお、まちづくりや地域の活性化などについても地域福祉計画をつうじて実現しようとする場合には、「まちづくり」、「教育」、「医療」、「市民協働」、そして「地方創生」などの地域課題にかかわる計画との連携を推奨します。

【計画策定への専門職等の参加】

- 計画策定においては、包括的な支援体制の整備・拡充における行政の責任を明確にします。その上で、地域住民の参加というこれまでの地域福祉計画の強みを活かしながら、さらに、専門職・専門機関の参加を図ります。
- また、地域住民により身近な圏域において、地域住民と専門職・専門機関を結びつける場やしきけづくりが重要です。
- これらの取組をすすめていくためには、社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」や住民により身近な圏域における「地域福祉行動計画」策定の促進とともに、これらの計画と地域福祉計画の関係性を整理し、連携・協働しながら地域福祉を推進することが有効です。

【地域の社会資源の把握、新たな位置づけ】

- 地域福祉を推進するための社会資源は、それぞれの地域の実情において様々であり、かつ限られている場合があります。新たな社会資源の創出という視点が重要です。また、既存の社会資源を把握し、包括的な支援体制にしっかりと位置づけることも必要です。
- その際、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の位置づけや地域の社会福祉法人相互の協議の場づくりをはじめ、地域生活課題の解決に資するようなプラットフォームやネットワークづくりも必要です。

【計画の評価体制づくりなど「PDCA」の着実な実施】

- 地域福祉計画については、計画策定における課題共有などにより、その策定プロセス自体がから地域福祉の推進につながっていることがガイドラインにも示されています。
- また、地域福祉計画にもとづく事業・活動の推進にあたっては、庁内及び地域住民等との対話による計画の「PDCA」の体制・しくみづくりが重要です。
- 地域福祉計画の目標（評価指標）については、行政計画としての意義を踏まえた数値目標（評価指標の数値化など）を適切に設定します。
- 一方、地域住民等とともにすすめる事業・活動に関する目標（評価指標）については、そのプロセスにかかわるものも多く数値化にはなじまない場合もありますが、地域住民等との十分な協議のもとに、具体的なプロセスの目標を設定できるように留意します。
- その結果、地域共生社会の実現に向けて、多様なステークホルダー（構成員）による関係構造（リレーションシップ）を変えていく地域福祉ガバナンスを構築していきます。

【府内連携体制の強化、多機関協働の仕組み・体制づくり、 福祉行政財政のあり方】

- これらの取組などすすめるうえで、最も重要なのが、府内連携体制の強化、多機関協働の仕組み・体制づくりです。
- これらをより具体的に効果的かつ機能的に実現する観点から、包括的な支援体制づくりに向けて、府内体制の再編（組織改組）を検討・実施する自治体もあり、地域福祉計画の推進を今後の福祉行政や行政体制のあり方（＊）と結びつけて取組をすすめることも考えられます。
(＊)『全世代・全対象型地域包括支援体制』（すべての人が、年齢や状況を問わず、その人のニーズに応じた適切な支援が受けられる「地域づくり」）やそのためのあらゆる相談を受け止める相談支援機関づくりなどに向けた高齢者、障害者、子ども・子育て支援などの福祉諸制度の一体的実施やそのための体制づくり等

- 地域福祉計画の策定などを通じて、包括的な支援体制の整備・拡充を図る自治体においては、社会構造の変化とそれぞれの地域特性等を背景とする地域生活課題を解決・緩和するため、行政と地域住民、専門職・専門機関、社会福祉協議会と社会福祉法人、民生委員・児童委員、企業などの多様な主体の連携・協働のもとに地域福祉ガバナンスを構築します。
- 今後は、特に、地域生活課題の実態等に即した、市町村域などにおける多機関協働とともに、住民により身近な圏域での地域住民を主体とする福祉活動の推進や専門職・専門機関等との連携を図るための協議の場やつながりの仕組みづくりが目指されています。
- このように地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進が図られるなか、各自治体においては、目指す地域の姿や包括的な支援体制づくりの方向性等について、地域住民等とともに描く共同作業、そして、そのビジョンを共有しながら具体的な取組がすすめられています。
- このガイドブックが、地域福祉計画の策定をつうじた、地域共生社会の実現に向けた全国各地の自治体での取組の一助となれば幸いです。

